

鶴岡食文化創造都市推進協議会
SDGs 未来都市認定記念 魚の美味しいまち鶴岡キャンペーン
参加店募集要領

魚の美味しいまち鶴岡キャンペーンについて、参加店舗の募集を行いますので、参加を希望される方は、以下に定める事項に基づき、お申し込みください。

1. 本事業の目的について

新型コロナウイルス感染症の影響により、本市の飲食店・旅館等で魚介類の需要が低迷し、また、7月豪雨で月山ワインが被災するなど、本市農水産業は厳しい状況が続いております。そのため、鶴岡食文化創造都市推進協議会（以下「食文協」という。）では、農林水産省の補助事業（「令和2年度品目横断的販売促進緊急対策事業のうち地域の創意による販売促進事業」）を活用して、地魚の消費拡大、飲食店・旅館等の利用拡大、地産地消体制の強化を図ることを目的に、飲食店・旅館等への地魚の割安販売や低利用魚の無償提供、市民や観光客を対象にしたワインや地酒等が当たるキャンペーン等を行うものです。

2. 事業概要について

(1) 地魚販売促進事業

鶴岡市内の漁港で水揚げされ、良漁と鼠ヶ関の市場に出荷された地魚（対象魚種16種）を仲買人・鮮魚店（本事業登録事業者）から購入した際の経費（消費税を除いた額、上限あり）の2分の1を補助します。

(2) 低利用魚試供用無償提供事業

鶴岡市内の漁港で水揚げされた地魚のうち、ノロゲンゲ等の低利用魚を希望する飲食店に無償で提供します。

(3) 飲食・観光需要喚起事業

上記(1)の事業参加店で地魚を活用したメニュー・料理等を食べた市民・観光客を対象に抽選でワインや地酒等が当たるキャンペーンや、参加店舗のPR活動及び販促活動等の支援、ポスター、チラシ、のぼり旗等のツールを用いたPR活動などを実施します。

3. 本事業に参加するための要件について

本事業に参加できる飲食店・旅館等は、下記の要件を全て満たしたものとします。

(1) 鶴岡市内で営業している飲食店、セレモニーホール、旅館等であること。

(2) 鶴岡市内の漁港で水揚げされ、良漁と鼠ヶ関の市場に出荷された地魚を取り扱う仲買人、鮮魚店（登録事業者）から仕入れていること（漁協の市場から直接仕入れる場合を除く）。

※新たに地元の魚介類を扱う仲買人・鮮魚店との取引を希望する場合には、斡旋窓口を紹介します。

- (3) 事業期間中に食文協との書類のやりとりや魚代金の支払等の事務を実施できること。
- (4) 地魚販売促進事業（地魚の割安販売や低利用魚の無償提供）と飲食・観光需要喚起事業（事業のPRや、市民・観光客を対象に抽選でワインや地酒等が当たるキャンペーン応募券の配布）の両方に取り組むことができること。
- (5) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止策に取り組むこと（つるおか元気プロジェクトに参加すること）。

※本キャンペーンに参加いただいた飲食店・旅館等におかれましては、積極的に地魚を活用してくださるようご協力をお願いします。

4. 各事業の内容について

(1) 魚の美味しいまち鶴岡キャンペーン **地魚販売促進事業**

①概要

飲食店・旅館等が実施期間中に仲買人・鮮魚店から地魚を購入した経費（消費税を除いた額）の2分の1を補助します（食文協が仲買人から地魚を購入し、飲食店・旅館等に補助金額を差し引いた額で販売する形となりますが、魚の注文・購入形態は変わりません）。

②実施期間（補助対象期間）

令和2年10月28日（水）～11月27日（金）

③補助対象要件

補助対象は、対象期間内に仲買人・鮮魚店から購入した、鶴岡市内の漁港で水揚げされ、由良と鼠ヶ関の市場に出荷されたシロサケ、サワラ、マダイ、ブリ、ワラサ、イナダ、スルメイカ、ハタハタ、タラ、ヒラメ、マガレイ（クチボソガレイ）、マフグ、トラフグ、ホッコクアカエビ、ズワイガニ、ムツ（ノドグロ）の経費です。

魚種ごとの補助単価と業種ごとの補助額の上限、購入形態は、別紙「地魚の割安提供（補助単価の上限、1か月間の補助額の上限）について」に記載のとおりです。

④地魚購入に係る事務

- ・鶴岡市内の漁港で水揚げされ、由良と鼠ヶ関の市場に出荷された地魚を取り扱う仲買人、鮮魚店に地魚を発注、購入してください（その都度、魚購入計画・実績書を作成してください）。

※**飲食店・旅館等事業参加者は、鶴岡食文化創造都市推進協議会から魚を購入することになります（魚購入費の支払先・領収書の発行元は食文協となります）。**

※魚購入計画・実績書を参加受付完了後に参加事業者へ送付いたします。

- ・食文協に魚購入計画・実績書を下記期限までにメール、郵便、または持参して提出してください。

■魚購入計画・実績書 対象購入期間及び提出期限一覧表

	魚購入期間	提出期限
1回目	10月28日（水）から10月31日（土）まで	11月6日（金）
2回目	11月1日（日）から11月10日（火）まで	11月16日（月）
3回目	11月11日（水）から11月20日（金）まで	11月26日（木）
4回目	11月21日（水）から11月27日（金）まで	12月3日（木）

■魚購入費の請求時期及び支払い

○第1回請求：1回目並びに2回目に提出された魚購入実績書を基に11月中旬に食文協から魚販売代金（仲買人・鮮魚店から購入した金額から補助金額を差し引いた額）の請求書を送付します（納期限：請求から10日後程度）。

○第2回請求：3回目並びに4回目に提出された魚購入実績書を基に12月上旬に請求書を送付します（納期限：請求から10日後程度）。

○請求金額の支払いについては、請求書に記載の食文協口座への振込となります。

⑤事業の流れ（実施体制図：飲食店・旅館等）

I. 参加申込 令和2年9月23日（水）～10月9日（金）

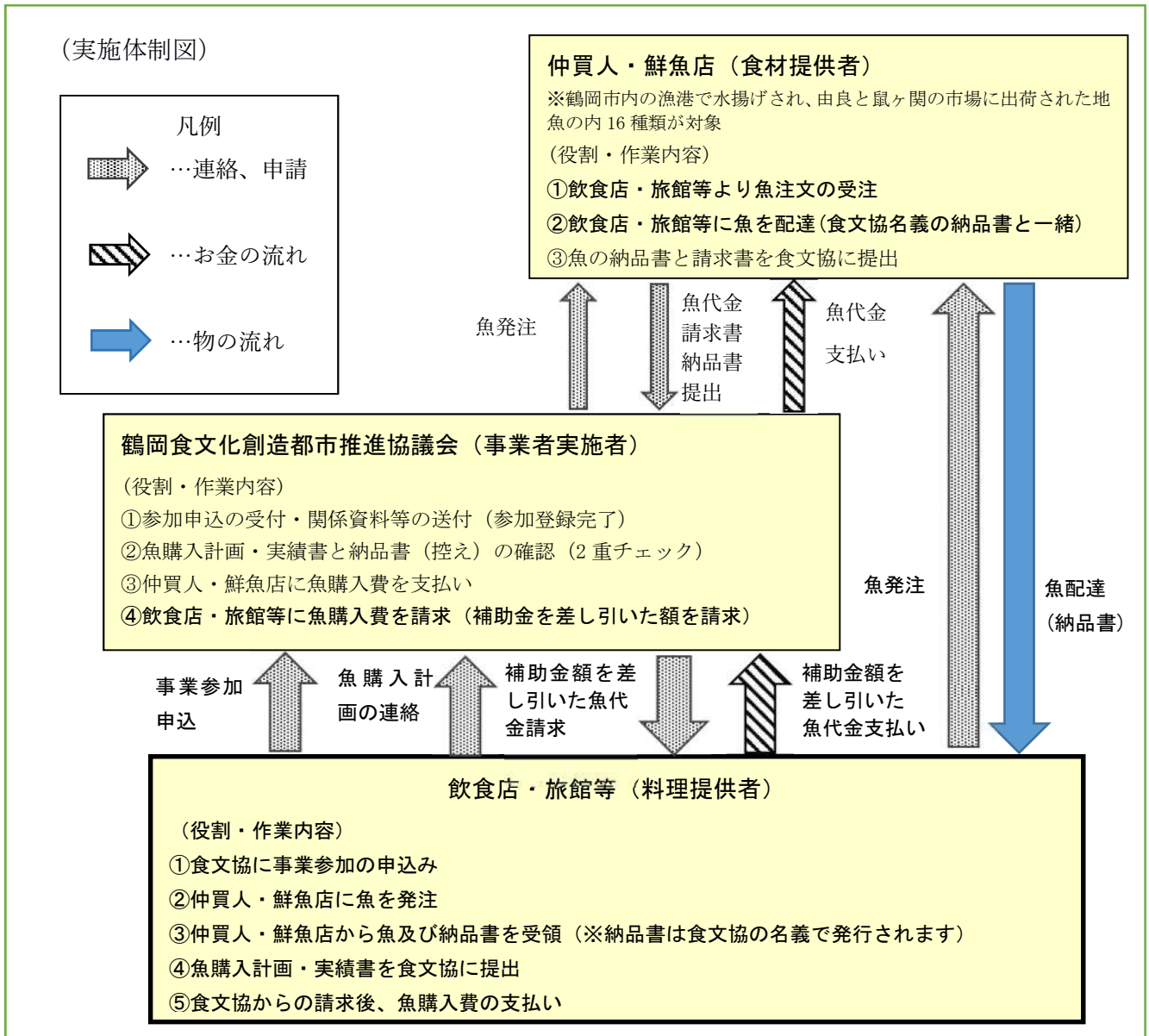
II. 仲買人・鮮魚店へ対象魚種購入の連絡

III. 仲買人・鮮魚店から魚を購入（購入費の支払いは後払い）

IV. 上記で購入した内容（魚購入計画・実績書）を食文協へ提出

V. 食文協が魚購入費の請求書を送付

VI. 魚購入費を食文協へ支払い



(2)魚の美味しいまち鶴岡キャンペーン **低利用魚試供用無償提供事業**

①概要

食文協がノロゲンゲ等の低利用魚を県漁協から購入し、利用を希望する飲食店に無償で試供品（複数種類の魚を4kgの魚箱1箱に詰めたもの）を提供します。なお、提供される魚種の指定はできません。

②実施期間

令和2年10月28日（水）～12月27日（日）

③補助対象要件

低利用魚の利用を希望する飲食店が対象となります。なお、原則として実施期間中に2回までの利用とし、利用から1か月以内に食文協へ利用報告書を提出いただきます。

④低利用魚試供用無償提供に係る事務

- ・本キャンペーンの申込用紙に提供希望の有無と提供希望時期を記入し、食文協に提出してください。
※提供時期については、ご希望にそえない場合があります、変更をお願いする場合があります。
- ・食文協で県漁協と調整し、低利用魚の提供時期が近付いたら連絡します。また、普段取引している仲買人・鮮魚店を通してお渡しします（普通の魚を買う日に合わせてお渡しします）ので、受取の準備をしてください。
※低利用魚のみの配送はいたしませんのでご了承ください。
- ・低利用魚を受け取った日から1か月以内に利用報告書を作成し、食文協に提出してください。

⑤事業の流れ

- I. 参加申込の際に希望の有無、利用希望時期を記入
- II. 希望時期に仲買人・鮮魚店を通して魚を受領（無償）
※天候等の事情で調整する場合があります。
- III. 魚の利用（メニュー等への利用）
- IV. 利用報告書を作成し、食文協に提出

(3)魚の美味しいまち鶴岡キャンペーン **飲食・観光需要喚起事業**

①概要

食文協では、より多くの市民や観光客から飲食店・旅館等を利用していただけるよう下記事業を実施します。

- (1) チラシ・ポスターやのぼり旗、ステッカー等PRツールの作成
- (2) 本事業参加店舗で「地魚料理・メニュー（地魚販売促進事業の対象魚種を活用した料理・メニュー）を食べた市民・観光客」を対象に、抽選で地酒やワイン等が当たるキャンペーンの実施（期間中何度でも応募可能）
- (3) 飲食店・旅館等が独自に行うクーポン券作成を含むPR活動や販促活動の助成

②実施期間

令和2年10月28日（水）～12月27日（日）

③補助対象要件

本キャンペーンに参加する全店舗にPRツールとキャンペーン応募用紙を提供します。また、PR活動及び販促活動等の支援については、希望する店舗を対象とします。

④飲食・観光需要喚起事業に係る事務及び事業の流れ

(1)PRツールについて

- ・本キャンペーンの申込用紙に「店内に掲出可能なPRツール」を記入し、食文協に提出してください。後日、食文協よりPRツールを送付いたします。

(2)抽選キャンペーンについて

- ・抽選対象は、地魚を活用した料理・メニューを食べたお客様とします。
- ・対象メニュー・料理について、代表的なもの（各参加店一品・メニューまたは二品・メニュー）を参加申込時に記入してください。
- ・飲食店・旅館等（参加店）では、上記に限らず、地魚を活用した料理・メニューを注文・食べた方にも応募券を配布していただきます。
※地魚料理・メニューを食べた方のみに応募券の配布をお願いします。

- ・抽選応募券は、食文協で参加事業者に配布いたします。
- ・応募券は、「店内での記入」または「WEBでの申込」の2つの方法で受け付けます。店内で記入された応募券については参加店で保管いただき、魚購入計画・実績書と一緒に食文協へ提出してください。
- ・抽選の内容（当選者数・賞の内容）については、本事業参加店舗の情報と合わせてチラシに記載し、市民へ配布する予定です。

(3)クーポン券作成を含むPR活動及び販促活動等の支援について

- ・参加店舗独自（対象は飲食店となります）のクーポン券作成を含むPR活動や販促活動を助成（上限額5万円、補助率10/10）します。
- ・助成申込については、助成内容等の概要と申請書を参加申込事業者（飲食店のみ）へ送付いたしますので、活用についてご検討ください。

5. 本キャンペーンに参加する際の留意点について

- (1) 事業期間中の魚購入実績書の提出を期限厳守をお願いします（提出が遅れると、食文協から仲買人・鮮魚店への魚代金支払いが遅れてしまいます）。
- (2) 地魚を購入する際、分量は魚の美味しいまち鶴岡キャンペーン期間中に使用する量とし、数か月分をまとめて仕入れるなど、普段と比べて極端に多くの量を仕入れて、市場に影響を与えることが無いようご配慮ください。
- (3) 地魚の購入について、他の店舗と比べて著しく高く購入するなどの疑義が生じた場合は、事務局で調査します。また、地魚の購入価格を恣意的に釣り上げた等の不正が発覚した場合には、本キャンペーンへの参加及び購入した魚代金の半額補助も取り消しますのでご注意ください。
- (4) 本キャンペーンは、農林水産省及び鶴岡市の補助金を活用するため、事業実施中または終了後に実地検査が行われる場合がありますので、その際はご協力ください。

6. キャンペーンへの参加手続きと問い合わせ先について

(1) 参加受付期間

令和2年9月24日（木）～10月9日（金）17:00

※10月9日（金）までにお申し込みいただいた店舗については、チラシ、web サイト等に店舗情報を掲載いたします。それ以降にお申し込みいただいた店舗については、チラシ以外の媒体に店舗情報を掲載します。

(2) 参加手続きの方法

別紙「参加申込書」に必要事項を記入し、上記受付期間内に食文協担当へFAX、メール、郵便、持参して提出してください。

提出先（問い合わせ先）

鶴岡食文化創造都市推進協議会事務局

魚の美味しいまち鶴岡キャンペーン

地魚販売促進事業担当 鶴岡市農林水産部農山漁村振興課

飲食・観光需要喚起事業担当 鶴岡市企画部食文化創造都市推進課

〒997-8601 鶴岡市馬場町9番25号

TEL 0235-25-2111（内線559、527、592）

FAX 0235-25-8763

mail nousan@city.tsuruoka.yamagata.jp

※持参での参加申込書の受付、電話でのお問い合わせについて、土曜、日曜、祝祭日を除く平日の8:30から17:00まで受け付けます。

別紙 地魚の割安提供(補助単価の上限、1か月間の補助額の上限)について

1. 地魚の補助(購入費の1/2、ただし上限設定あり)について ※国の補助要領に基づくもの

No.	魚種	購入単価の上限	補助単価の上限
1	シロサケ 生鮮	2,500円/kg	1,250円/kg
2	サワラ 生鮮	2,500円/kg	1,250円/kg
3	マダイ 天然、生鮮	2,500円/kg	1,250円/kg
4	ブリ 天然、生鮮	2,500円/kg	1,250円/kg
5	ワラサ 天然、生鮮	2,500円/kg	1,250円/kg
6	イナダ 天然、生鮮	2,500円/kg	1,250円/kg
7	スルメイカ 生鮮	2,500円/kg	1,250円/kg
8	ハタハタ 生鮮	2,500円/kg	1,250円/kg
9	マダラ 生鮮	2,500円/kg	1,250円/kg
10	ヒラメ 生鮮	2,500円/kg	1,250円/kg
11	マガレイ(クチボソガレイ) 生鮮	2,500円/kg	1,250円/kg
12	マフグ 天然、生鮮	2,500円/kg	1,250円/kg
13	トラフグ 天然、生鮮	5,000円/kg	2,500円/kg
14	ホッコクアカエビ 生鮮	5,000円/kg	2,500円/kg
15	ズワイガニ 生鮮	5,000円/kg	2,500円/kg
16	ムツ(ノドグロ) 生鮮	5,000円/kg	2,500円/kg

補助対象となる購入形態

ラウンド、セミドレス、ドレス、フィレー、切り身、刺身(盛り合わせたものを除く。)、むき身、単に凍結させたもの、解凍したもの、生きたもの

地魚購入経費の補助の考え方

(例1) 単価1,500円/kg(購入単価上限以内)のマダイを5kg購入した場合

- ①食文協が仲買人に支払う額 : $1,500円 \times 5kg + 消費税8\% = 8,100円$
 ②食文協の補助額(本体価格の1/2) : $1,500円 \times 5kg \times 1/2 = 3,750円$
 ③飲食店・旅館等が食文協に支払う額 : ① - ② = $8,100円 - 3,750円 = 4,350円$

(例2) 単価5,500円/kg(購入単価上限超過)のズワイガニを10kg購入した場合

- ①食文協が仲買人に支払う額 : $5,500円 \times 10kg + 消費税8\% = 59,400円$
 ②食文協の補助額(補助単価の上限×重量) : $5,000円 \times 10kg \times 1/2 = 25,000円$
 ③飲食店・旅館等が食文協に支払う額 : ① - ② = $59,400円 - 25,000円 = 34,400円$
 ※購入単価の上限を超過した分については、飲食店・旅館等の負担となります

2. 各業種における1か月間の補助額(購入費の1/2、ただし上限設定あり)について

※8月に実施した魚購入希望額等のアンケートを参考に設定したもの

No.	区分	補助対象購入額(税抜き)の上限	補助額の上限
1	収容人数301人以上の旅館・ホテル	150万円	75万円
2	収容人数101人～300人の旅館・ホテル	100万円	50万円
3	収容人数51人～100人の旅館・ホテル	50万円	25万円
4	収容人数50人以下の旅館・ホテル	30万円	15万円
5	セレモニーホール	60万円	30万円
8	寿司店	60万円	30万円
6	和食店、居酒屋	40万円	20万円
7	洋食店、その他	20万円	10万円

※参加店舗数などにより補助額の上限を変更する場合があります。